



雲仙市

農業委員会だより

令和7年9月発行



千々石町岳棚田

主な記事のご紹介

- ◎あっせん事業について
- ◎農地パトロールについて
- ◎農地転用について
- ◎農業者年金、受給者協議会について

農業委員会だよりは、
雲仙市のホームページ
でもご覧になれます！



QRコードから
アクセスを！

～お知らせ～

◎農地の売買、貸借、転用申請の受付〆切は、毎月14日です。
ただし、14日が閉庁日のときは、その直前の開庁日まで可。

〔編集・発行〕
雲仙市農業委員会

〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地
■電話 0957-38-3111（代表） ■FAX 0957-38-3205
0957-47-7851（直通）

農地移動適正化あっせん事業を始めます！ 《令和7年4月～》

農地を売りたい人、貸したい人、
農地を買いたい人、借りたい人は、
農業委員会へご相談ください。



あっせん事業とは？

農地を所有されている人で、農地の売買や貸借などの相手方が決まっていない場合に、雲仙市農業委員会において、買手や借手となる受け手候補者を選定し、候補者との仲介（仲立ち）をする「農地移動適正化あっせん事業（あっせん事業）」を、令和7年4月から実施しています。

対象農地、要件は？

- ①対象となる農地は、耕作目的となる農業振興地域内の農用地等。（ただし税の優遇措置を受けられるのは、農振農用地である農地に限られます。）
- ②売買の対象となる農地は、相続登記済みの農地で、抵当権のないもの（予定含む）に限る。
- ③事業の対象となる農地について、すでに受け手が決まっている場合は対象外。
- ④農地の受け手となれる人は、あっせんする面積を含めて農業経営の農地面積が市基準面積を超えて耕作している農業を営む者が対象。（市基準面積は農業委員会へお問合せください。）

あっせん事業の手順は？

- ①農地を売りたい貸したい人は、農業委員会へ申出書を提出ください。（登記事項証明書を添付）
- ②農業委員会で、買手や借手となる受け手の候補者を選定したうえで、候補者との間で、あっせん委員が仲介（仲立ち）を行います。
ただし、あっせんの成立までに早くても2か月程度を要し、相手が見つからない場合もあります。
- ③あっせん成立後は、農業委員会へ農地法第3条で許可申請するか、市農林課へ「特例事業」として申請し、権利の移動設定等を行っていただく必要があります。

税の優遇措置があります！

農振農用地である農地については、売買のあっせんが成立した上で、許可を得て農地を売った場合（売り主）は、譲渡所得の特別控除（800万円限度）を受けることができます。

農地移動適正化あっせん事業

農地の出し手

- ①高齢で農作業ができない。
- ②後継者がいない。
- ③相続した農地を売りたい。



あっせん委員
による仲介
（マッチング）

農地の受け手（農業を営む者）

- ①経営規模を拡大したい。
- ②分散した農地をまとめたい。
- ③新規就農、新規参入したい。



農地パトロールを実施中！ ～あなたの農地は適正に管理されていますか？～

農業委員会では、毎年7月から9月にかけて、農地法に基づき管内の農地の実態把握や遊休農地が発生していないか等について、農業委員と農地利用最適化推進委員が一齐に農地パトロールを実施しています。

遊休農地の発生は、地域環境への影響が大きい！

農地を管理せずに放置していると近隣土地に迷惑をかけるだけでなく、火災・交通事故・ごみ不法投棄・鳥獣被害・病虫害発生など様々な影響があり、営農や地域の環境悪化につながります。

日頃から農地の所有者または管理者の方は、除草等により適切な農地の保全管理を行いましょう。

担い手へのバトンタッチを考えましょう！

この調査で把握した遊休農地を対象に、今後の利用意向を確認する「農地利用意向調査」を実施します。自ら農地の耕作や管理ができない方は、担い手への農地の利用集積（貸し付け）を考えてはいかがでしょうか？

詳しくは農業委員会事務局または各総合支所へご相談ください。



農地の転用 ～「農地」を「農地以外」で利用するには？～

農地の転用とは、農地を住宅や工場等の建物敷地、駐車場等の農地以外の用地に転換することです。

なお、農地を一時的に資材置き場等に利用する場合も転用になります。

農地を自分で転用したり、転用のために農地を売買等するときは、農地転用許可を受けなければなりません。許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、工事中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

**無断転用は
農地法違反です！**



農地法	許可が必要な場合	許可申請者
4条	農地の所有者が転用する場合	転用を行うもの (農地所有者)
5条	農地を第3者が転用するため 売買・貸借を行う場合	売(貸)主(農地所有者) 買(借)主(転用事業者)

■農業振興地域内の農用地区域内であれば、 別途手続きが必要です！

農業振興地域内の農用地区域内の農地については、指定の農業以外の用途に使用することはできません。(農振法)

農用地区域内の農地か否かの確認および農地以外のものにする場合の手続きについては、農林課までお問合せください。

■農地のことは、地域の農業委員 または農地利用最適化推進委員 にまずはご相談ください。

農地の権利移動や、転用等をはじめ、今後、経営規模を拡大したい、または規模縮小等を検討しており借り手を探しているなど、農地に関する相談がありましたら、地域の農業委員または農地利用最適化推進委員にご相談ください。

農業者年金について

農業者年金への加入を迷っている女性の皆様へ♪

動画で分かりやすく紹介しています！

女性が農業者年金に加入するメリットや、夫のみ農業者年金に加入した場合と夫婦で加入した場合では月額でいくら違うかなどについて、分かりやすく説明しています。

ぜひQRコードから動画を視聴してみてください。

農業者年金は、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。



女性のための農業者年金ガイド
動画版<YouTube>



- ① 年間60日以上農業に従事する方
- ② 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ③ 20歳以上65歳未満の方（60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

農業者年金制度は、税制上の優遇措置や一定の要件を満たす農業者への保険料の国庫補助等のメリットがあります。詳しい内容は、農業委員会事務局またはお近くのJAへお尋ねください。

受給者協議会へのご加入を
お待ちしております！

雲仙市農業者年金受給者協議会、始動！

令和7年7月8日に総会を開き、前年度の活動の振り返りや今年度の活動について協議し、長崎県農業会議から講師を招き、農業者年金の知識を深めるために研修会も行いました。

受給者協議会は3つの運動を柱にして活動しています！

- ①自分たちの制度である『農業者年金制度を守り育てる運動』
- ②地域農業の担い手のための「担い手育成・支援運動」
- ③受給者組織の「新しい仲間づくり運動」



～活動内容～

- 役員会
- 総会
- 視察研修
- 農業者年金加入推進会議
- 地区別研修会
- グラウンドゴルフ大会
- 農業者年金の加入推進活動



～市内の協議会～

- 国見支部 ●千々石支部
- 小浜支部 ●南串山支部

活動に興味を持たれた方は
農業委員会、お近くのJA
へお尋ねください♪



令和7年度総会・研修会



令和6年度 グラウンドゴルフ大会